

令和5年11月28日  
金融庁

## 「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」 等に対するパブリックコメントの結果等について

### 1. パブリックコメントの結果

金融庁では、「[金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）](#)」等につきまして、令和5年9月1日（金曜）から令和5年10月2日（月曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、特段の意見はございませんでした。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

### 2. 改正の概要

本件は、特別金融商品取引業者（総資産1兆円超の第一種金融商品取引業者）に係る各種連結規制においてIFRS等に対応できるよう所要の改正を行うものです。

また、第一種金融商品取引業者及び登録金融機関が提出する「関係会社に関する報告書」について、報告対象となる関係会社を有しない場合は提出を不要とする改正も合わせて行うものです。

具体的な内容については (別紙1)～(別紙4) を御参照ください。

### 3. 公布日等

本件の内閣府令及び告示は、本日付で公布されており、令和6年3月31日（日曜）から施行されます。

### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

（別紙1）企画市場局市場課（内線2646、2639）

別紙様式について 監督局証券課（内線3227、3356）

（別紙2～4）監督局大手証券等モニタリング室（内線2929、2835）

➤ お問い合わせの内容に応じて、上記のほか、各担当部局から対応させていただくことがあります。

（別紙1）金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）【新旧対照表】

（別紙2）特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第二百二十八号）【新旧対照表】

（別紙3）最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判

断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号）【新旧対照表】

（別紙 4）金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第六項の規定に基づき親会社が外国会社である金融商品取引業者等のうち金融庁長官が指定する者が整備しなければならない業務管理体制として金融庁長官が定める業務の継続的な実施を確保するためにその親会社との間においてとるべき措置（令和二年金融庁告示第十一号）【新旧対照表】